昭和九年（月報番號第二〇〇號）

6

小作爭議調査表

No. 19

（昭和十年二月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
鞍手郡西川村大字長谷	地主 上田梅太郎 外六名 小作人 藤井諒 外二十九名	ナシ	昨秋坪刈の結果最高六割の小作料減額を円満協定の處小作人は実收に依り意外の減收なりし為協議の上昨秋の減額率より一割の減額を要求したるに因る	昭和九年度小作料一割減額要求	地主側は坪刈による委員の減額は絶對に異義申立ざる旨の申合せあると、該決定が既に地主側平均二割減と定め居るを以て要求には應せずと双方対峙中の處区長委員も全体に及ぼす影響を考慮し極力調停に努めたるに小作人は前要求は撤回するも其の後二割は明年度に納入を承諾されたしと要求し、之に対し地主側は明年度の收入は今年豊作なる故若し明年凶作の場合は今年猶予の二割は棒引等の要求が出るも計り難く、一時的猶法に外ならぬとて應ぜず、区長等は村長に依頼し手を引くこととなり、村長は二月七日双方代表を区長宅に召致し極力斡旋をなしたる結果翌八日に至りて左記覚書手交により解決す
發生 終熄	關係地種類面積	小作人關係團体			
昭和九年十二月二十八日 昭和十年二月八日	田四十町歩	ナシ			

財團法人協調會福岡出張所

備考

文構ハこと

四、小作料金納の場合は右支拂期日に於ける米価にて換算すること

五、第一条の小作料は豊凶なしにして定作とし若も天災其他不可抗力により平年作の三割以上減收を来したる時は此の限りに非ず、此の場合小作人に於て減額の請求をなさんとする時は刈取十日前適當なる時期に地主に通知し双方立会

小作人中原分
田一反九畝二十歩 付口 五俵
同 中村分
田一反一畝七歩 付口 二俵

一、小作料は従来の付口とし昭和九年度減額は小作人中原分三俵、中村分一斗五升とす。

二、調停経過は一般と同様に付省略